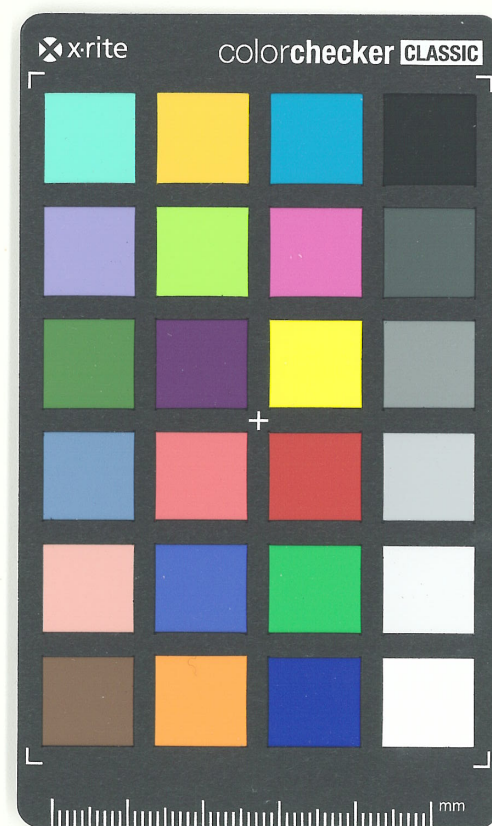


昭和五十一年
第一回臨時会
(四月二十一日開会
四月二十一日閉会)

日野市議会議録

(第十七号)

日野市議会



昭和五十一年
第一回臨時会

日 野 市 議 会 会 議 録 目 次

○四月二十一日水曜日（第一日）

午後四時十三分開会

午後六時十五分開会

出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
出席説明員	2
議 事 日 程	2
開 会	5
会議録署名議員	5
会期の決定	5
緊急質問	6
本間 久議員（庁内人事異動の件について）	6
（議 案 上 程）	
議案第三九号 訴訟の提起について	14
議案第四〇号 日野市監査委員（知識経験者）の選任同意	32
（追 加 日 程）	
議案第四一号 日野市監査委員（議会選出）の選任同意	33
日野市選挙管理委員及び同補充員の選挙	34
閉 会	35

四月二十一日 水曜日 (第一日)

四月二十一日

水曜日

日野市議会議録 第十七号

出席議員（二十九名）

十六番	秦	正	一	君
十七番	清水	芳雄	君	君
十八番	杉山	寅三郎	君	君
十九番	高橋	通夫	君	君
二十番	佐々木	昭雄	君	君
二十二番	大下	博	君	君
二十三番	本間	久	君	君
二十四番	一ノ瀬	隆	君	君
二十五番	日野	源作	君	君
二十六番	吉富	繁枝	君	君
二十七番	三浦	重春	君	君
二十八番	飯山	茂	君	君
二十九番	島村	孝志	君	君
三十番	名古屋	史郎	君	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君
助役	前川恒雄君
収入役	杉本好次郎君
企画財政部長	加藤一男君
総務部長	松村清栄君
市民部長	森久保三次君
生活環境部長	加藤一郎君

建設部長	田倉高光君
都市整備部長	成井正夫君
福祉部長	赤松行雄君
水道部長	中島武男君
病院事務長	遠藤政之君
教育長	倉又秀作君
教育庶務課長	永瀬誠一君

会議に出席した議世事務局職員の職氏名

局長	中村亮助君
書記	朝倉敏夫君
書記	鈴木晴彦君
書記	荒井一雄君

書記	榎村正男君
書記	川上輝子君
書記	安原清美君
書記	小松恵美子君

議事日程

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 議案第三九号 訴訟の提起について

昭和五十一年四月二十一日(水)
午後一時開議

- 日程第四 議案第四〇号 日野市監査委員(知識経験者)の選任同意について
- 日程第五 日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 追加日程

- 日程第一 緊急質問 庁内人事異動について
- 日程第二 議案第四一号 日野市監査委員(議会選出)の選任同意について

午後四時十三分 開会

○議長（名古屋史郎君） これより昭和五十一年第一回日野市議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十八名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、八番黒川重憲君、九番林重憲君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（一ノ瀬 隆君） 午前中に開催いたしました議会運営委員会の報告をいたします。第一回臨時会の日程は本日一日といたします。それから日程ですけれども、議案三九号、四〇号に追加の四一号を審議いたしまして、日程第五になっております日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙については指名推せんで行なう、以上意見の一致をみました。なお議運の中で本間議員からの緊急質問、庁内人事異動についての通告がされているむねの報告がなされました。以上が議運の報告ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの議会運営委員長長の

報告のとおり議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって会期は本日一日と決定いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）板垣正男君。

○七番（板垣正男君）

今日の通知の中に市長名で私たちに通知が出ておりますが、南部地域の計画について説明会を臨時議会終了後に行なうということですから、これは予定どおり行なうということですか。何かストで説明者がこれないというような話も聞いておりますけれども、そのことと合わせましてもう一つは議長に要望しておきたいんですけれども、この間の予算議会におきまして日野市における交通の現状とその対策というのが提状とその対策というのが提出されました。これは循環バスの計画についての内容のようでありますけれども内容はかなり膨大なものになっておりますので、一度これについても説明を議会全体で受けるような機会を設けたほうがよろしいのではないかと思います。特別委員会等でも検討はいたしますけれども、認識のベースを全体の上におきたいと思っておりますのでそのへんも合わせてひとつ御検討いただきたいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

南部地区の計画につきましての

説明は予定どおり議会終了後やらせていただきたいと思っています。それから交通の報告につきましてはまた日をあらためまして、機会をつかみまして議員の皆さんに御説明したいと思っています。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。この際、お

はかりいたします。庁内人事異動の件について本間久君から緊急質問の通告がありました。本間久君の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し発言を許すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって本間久君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し発言を許すことに決しました。本間久君。

（二十三番議員登壇）

○二十三番（本間 久君）

どうも大切な時間の一部を割いていただきまして感謝いたします。実は庁内人事の問題について緊急質問という形でこれからちょっとお伺いをしておきたいと思っています。これは私だけが緊急質問するんでなくて、私それから各会派の代表の方、特に共産党の方は署名はされておられませんけれども、同意をしているということで全体的に確認のもとにするわけですので、そのつもりでひとつ御協力を願いたいというふうに思います。

まず最初に聞きたいのは四月の十四日に内示という形で庁内

の人事が発表された、それぞれの異動される方々に内示があ

ったというのを聞いております。それで特に私がここでもって取り上げたいのはこの人事異動の問題について現在までいまだにそうだと思えますけれども、職員組合とかなりその間に紛争が起きているということがあるわけですが、どうい

うわけこの紛争が起きているのか、まず冒頭その点について関係者から御答弁を願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）

昨二十日付で庁内の人事異動を行ないました。これは四月の定期異動に伴うものであります。が、議会等の開かれました都合もございまして、ちょっと日取りが遅れたわけでありまして。その内容を申し上げますと部長職二名、課長職七名、係長職十三名、一般職五十四名、計七十六名であります。そしてそのうち課長相当職一名は特に今後の下水道関係の事業を推進強化いたしますために、東京都にしかるべき人材をお願いをしておりますところ、経験豊かな人が出向ということで差し向けられましたので都市整備部付きの主幹というところで任命をいたしております。それから昇格一名は課長補佐職を一名作つたと、こういうことでございます。御質問の内示段階で組合との紛争があると、こういうふうなお話であります。別段紛争とは私は考えていないわけでありまして、昨日正常な姿で発令をいたしました、そのことは終わっており

ます。それから組合との関係の部分的な話し合いはいつでも行

なうことでありますし、それから特にわれわれとして問題とされることは全くないわけでありまして、人事というものは御承知のとおり庁内の執務体制をより強化するようにということとそれから士気が高揚されるようにということで取り組んでおるわけでございますので、別段問題はないというふうに御理解を願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間 久君）

それでは続けて質問いたし

ますけれども、私は今の状態をみてみますと、市長は今組合とは何ら紛争の種はないと、庁内の体制をより強化するために行なっているんだということで答弁がありましたけれども、実はここに組合が出した資料が一つあるわけですけれども、これに沿ってちょっと御質問をしたいと思います。これは四月の十九日に出された自治労日野市職員組合から森田市長あてに出された要望書で、ちょっと読んでみますけれども、こういうことが書いてあります。「四月十四日人事異動の内示がありました件について調査の結果、下記のとおり不明確な点が多いため、組合では全く反対であり、革新市政の人事異動とは思えないものです。よって四月二十日の辞令交付を延期し、ただちに協議続行するよう要望します。」記としまして「本人の意向を全く無視した異動がある。」それから二番目に「本来正職員を配置すべ

き職場に臨時職員を配置している。」もう一つは三番目には

「新入職員補充までの間の仕事の引き継ぎができないような異動がある。」四番目に「場違いのところに配置されている。」

五番目に「経験年数を考慮に入れていない。」以上の五点にわたって要望書が出されております。また同時にこれは四月の二十日、あくる日になりますけれども、題名だけを言いますけれども、これはやはり組合から出された資料ですけれども「組織職場の実態を無視した異動」と、ちょっと横書きに小さく「われわれは将棋のこまではない」と、それから「職員課はその機能を果たしているのかどうか」ということが一つ、それから「職場と仕事の実態を無視している、上司よ、しっかりしたのむ」というふうにかっこ書きで書いてあります。「自己申告は隠れみのである。人減らしは許せない。」こういうふうな題名でもって組合のほうからいろいろ出されておりますけれども、これらについて市側はどのように対処してきたのか。たとえば元にもどりますけれども、この要望書には本人の意向を全く無視した異動があるということの内容としましては、大まかにいいますと、本人の自己申告というものが一体これまでどうなっているのかと、あるいは専門職の適正配置について疑問があるということが投げかけられております。また同時に二番目の、本来、正職員を配置すべき職場に臨時職員を配置しているということについては、いわゆる市民と直接、接触している職場、たとえ

ば予防衛生だとか、保険年金課だとか、こういうような職場については現在一名のそれぞれの臨時の職員がいるそうだけれども、これを二名にすることらしいですけれども、五十年前から欠員補充については話し合いが行なわれているようでありました。また同時に水道だとかあるいは福祉事務所の関係これらについても組合のほうから何かいろいろと要求があると思います。私はこういう問題について何も組合が持っているからこうだということではなくて、このような内容をもって実は十五日、十六日それから十九日、二十日、本日も含めて約五日間にわたって組合と何らかのやりとりがあったり、あるいは紛争が一部行なわれているような、何かストライキではございませんけれども、こういうようなことが今までに続いていたということですね。それらについてだいたいうわさに聞きますと、今回の異動の基準、あるいは目的というものがはっきりしていないということも聞いております。その点についてどのようにに職員の労働条件を守るべき労働組合と理事者側でもって話がされて、今日どのような状態になっているのかということの説明をしてほしい。特にこのびらの中にもありますように、直属の上司が全く知らないというような人事異動が民主主義市政の中でもって行なわれているということになると、私は今後重大な問題の一つにもなるんじゃないだろうか、何もわれわれ議員が個々の人事異動についてあしきところというとはいえないとして

も、やはり市民生活を守り、革新市政そのものを発展させていくという立場から考えると、お互いにやはり理事者側あるいは職員側、組合側こうしたところとこういうような摩擦が起きないような運営をされていくのが当然じゃないかと思うわけですね。それらについてこのような事態が起きているということそのものが、どこかにその原因があったんじゃないかと、どういふことなのか、そのへんを少し御説明願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

私どもは組合となるべく話し合って協議していこうというふうには全くそのとおりでございますが、さればといつてこと人事につきましているいろいろな解説を行なうこともこれも困難であります。それがまたわれわれの考えておりますことと、それから受け取られる側の憶測等もあるわけでありますが、そういうことについての理解は今後とも話し合ひはしていこうというふうに思っております。

さきほどお答えしたとおり何ら別の意図があるわけではありませんし、私はさきほど言いましたとおり市民サービスにより良い態勢を作ろうということで信念を持って取り組んでおります。かように御了承お願いしたいと思うわけであります。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間 久君）

ちょっと答弁が簡潔すぎて

いつもの理事者の答弁とはあまりにも簡単すぎると思いますけれども、実際そうであれば紛争なりあるいはそういった、今の職員組合との交渉というように若干の異動の取り消し等もあつたそうだけれども、そういうようなことが行なわれないんじゃないかと私今、質問している中に含まれているのは本来職員を異動する場合、これは民間でも同じだと思いますけれども、それぞれの職員の能力とかあるいは現在やっている仕事とか体の状態とかいろいろものを考慮した中で、やはり配置転換が行なわれる。それには直属上司なり具体的には部長、係長とかそういった人たちの十分意見も反映され、また同時に個人の自己申告というものがあるそうですが、それらも反映される中で市民サービスに徹するような民主的な人事が行なわれていくということがきわめて当然ではなからうかと思えますけれども、今回は残念なことに直属上司これらも全く知らないというような人事異動、これにつきましている問題があるもので労働組合との紛争が起きているところに私はひとつ問題があると思うんですが、それらについてはどのように考えているのか、その辺の答弁を願いたいと思います。いわゆるもつとせんにつめて言えば、これからもそういうような直属上司との意見交換とかあるいは、お互いの課どうしの問題、そういう問題については全く考慮されずに、しかも言ってみれば職員課の責任者も加わっていないというようなところにも私は問題

あるんだらうかというふうなところがあります。

同時にさきほど言いましたように組合指導の中にもありますように、いわゆる専門職の適正配置という問題につきまして日頃いわれているような内容とかなり違った部分があるように見受けられますけれども、それらについてもどのように考えているのか、また同時にもう一つ付け加えますけれども、内示が十四日にあつたのでいろいろ組合とも折衝して一部取り下げをしたんだそうだけれども、その内容を聞いてみましたが、全くその個人の仕事の内容とかあるいは、体の状態こういったものが全く無視されているような人事異動があつた。だからこそ一部取り消したんじゃないかと。取り消すような人事を行なうとしたらやはり部長なり直属上司の意見を十分取り入れなかったというのが明らかになるんじゃないかと思うわけです。つい直前におきまして、昨日か今日か分かりませんが一部一部の部署におきましてはその内示も何もしない異動ということがその日になって通告されたということも聞いております。こういうちぐはぐなことがあるんでその辺についてどのように考えているのかお答えをお願いしたいというふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

職員組合といちいち交渉をしながら人事異動するというわけにはまいりませんので、しかしなるべく一八一人を大切に、また職場にふさわしく市民サー

ビスにも良くなるということを基本に考えておるわけですが、明らかにこれはまずいということがあればこれはなをさなければなりませんし、今度のきのう辞令を交付しました後で話しましたことばにも私は皆さんもひとつ私を信頼して市民に向って本来の公務員としての務めを果ししようというふうに申し上げておるわけでした、不十分な点があれば今後十分なおさなければなりません。そのわれわれの態度につきまして、それから若干この欠員の補充をいたさない部分がありますので早急に若干名を公募し採用いたしまして、そして補ないをしようということを思っております。御指摘のようなことにつきましてはなるべく円滑、円満にいくように今後も十分意を配ってまいりたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間 久君）

次に質問いたしますけれども、現在その内示があつてから以降辞令という形も含めてかもしれませんが、取りやめた方が四名いると、内示撤回、協議中の者が一名いるというふうに聞いております、というふうなことも含めて今回の人事異動がさきほど申し上げましたように直属上司あるいは部課長の意見も十分取り入れてやったものかどうかということについてまず質問したいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

いく、当然基本的には決定はそうかもしれませんが、決定以前にいろいろ話を聞いて人物の評価ですね、そういうものを聞いて人事異動の参考にすると、自己申告に基づいて参考にする、ということが民主的な人事異動の方向だと思ひますね。私はなぜそういう質問あえて取り上げたかといいますと、やはり革新市政を前進させていく、あるいは市民生活向上のために市の職員がそれぞれ能力を十分に發揮して仕事をしてもらうという立場からいくとこの組合と今、理事者が何かいろいろ問題があつて、はちまきしめて腕章巻いて市長、助役その他の人たちと話しをするという場面がでないんじゃないかなうかと出うんですね。あり得ないことだと、それを何かそこにあるということはやはりいさ少くとも私たちが庁内を回ってみましても相当多くの不満がうっせきをしていると、いろいろなことを耳にするという立場から、これじゃあまずいという立場からいまの話しを質問をしているわけでございますので、その点についてもっとこの組合から出されておりますように本人の意向を全く無視した異動があると、あるいは正職員を配置すべき職場に臨時職員を配置しているというようにな所とか場違いな所に配置されているというのが多々あるわけですね。そういう点についてこの人事がまったく適当な人事であつたのかどうなのかという、疑いたくなるような場面も見受けられるわけです。何も私どもはあれをこっちにやれ、あれを動かせという個々のあ

○市長（森田喜美男君）

直属上司の意見を聞く場合も

ありますし、それから聞かない場合もあると思ひます。しかしなるべく意見を聞くというこはいいことだと思ひますから、今後なるべく円滑にやろうということを申し上げておるわけでありまして。別段取り上げて問題にされるようなことは私はあり得ないと思ひますので、その内示をして多少の訂正があるということは、これはつまり内示の段階ですからそういうことはあり得ることだというふうに私自身も考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間 久君）

本来ならば通常の人事異動となりますと当然直属上司にもその内示の段階でもって話しがあり得ることだし、それが当然だというふうに思ふわけです。市の職員だけでなく、民間各企業などにおきましても直属上司に対してあらかじめ、常識的には話しがあつて、貴方はいろいろ能力をいかしてここに行つてもらうよとか、そういうことならば、あるいは研究のためにここに行つてもらうよ、そのためにどうなのかということを直属上司から話しを聞くかあるいは説得されるということが一般的に通例じゃないかと思ひますしね、今後もしそういうこともあり得るとかあるいは、そうでなくて聞かない場合もあると言われましたけれども、私は少くともそういう直属上司あるいは担当者に話しをしないで決めて

これは言えませんが、そのような内容をかなり秘めた人事であり何か組合と折衝の中にも歯切れが悪いようなところも出てきているし若干見ましてもこの人事がかなり庁内におきまして波紋を呼んでいるということがあるわけですね。個人的にあだこうだと名前を上げるのは控えますけれども、当然だと思ひますけれども、この人事はまったく今後適正な人事であつて市民サービスにもっともいい人事異動であつたということわざもと言えらるのかどうか。大体石の上にも三年ということわざもありまうように、一年数カ月くらいで動くというようなことで、安定した市政運営、市民生活向上のための仕事ができいくのかどうかということが心配なために質問するわけですが、その点についてはどのように考へているのか再度ひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

さきほど申し上げましたように職員一人一人にも悪かれと思つてやつたことはひとつもないわけでありまして、予想外だということはあるかもしれませんが、けれども、必ず理解されるし安定もされて一層より良い行政組織が打ち出せるということで私どもは考へておるわけでありまして、それからしばらくそのように見守つていただきまして、なおあやまちがあれば今後も十分反省をいたしまして間違ひのないように円滑にいくように、力になるようにやつていこうと思つてお

ります。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間 久君）

結局さきほど市長が答弁の

中でありましたけれども、今後についてはそうでありましょうけれども、今回の人事の異動あるいは今までもそうかもしれませんけれども、

とにかくここで働く職員で組織している労働組合だとかあるわけですから、そういうようなものに対して了解を求めるということもありませんけれども、一応このような人事異動をするんだということをあらかじめ報告するとかそのような手続を経て行なえばこういうようなことも起らなかっただろう。特に私は恥かしい話だと思ふんですけれども、さきほどちょっと触れていましたように、だいぶ体の弱い人もかなりきつい職場に配置転換されるような話があった。そうしますと当然見ていないわけですね。その人たちの体の状態だとか勤務の状態だとかそうしたものがあからこそどこに苦情を持って行ったらいいかという、結局労働組合になってます。その労働組合が市側と交渉せざるを得ない。それに折り合わなければ紛争があるわけですね何らかの、それを改めるということになるとそういうことについてまで細かく職場の上司やあるいは周囲の状態、そういう勤務状態とかいろいろな内容を完全に人事異動されたほうが把握をしていない。把握をしていないからこのような形が

のが部課長はあてはまるかもしれませんが、それ以下の職員についてはなかなかむずかしい実態があるうと、ややもするとフアッショ的な人事であり独裁的な人事の傾向を生むような形に発展しかねないということがあるので、その辺がかなりいまの組合との問題になるんだろうが、私はそういうものを見てこれをやはり直接将来市民要求、いわゆる市民奉仕をする役所としてやはり庁内がスムーズにいくような形をとってもらわない限り二度とこのような紛争が起きるような形、途中でひっこめるようなそういうことのないように十分反省をしていただきたいというやらないとやはり何をやってるんだろうということになるわけですね。少なくともそうした場合については、われわれはもらっておりませんけれども、少なくともこのようになるという内示の決定を議員に対しても名簿の提出ぐらひは十分やる必要もあるんじゃないだろうか、だれがどこへ行っただか、だれがどうなっているのかさっぱり分からないということではまったくまずいわけですから、そのような具体的に今後このような紛争が起きないように努力をする意思があるのかどうなのか。そしてより民主的に十分部課長との協力を得ながら、また適正配置、また紳士的な合理化によって欠員を生じて労働強化ではなくて、市民サービスが十分行き届かないというような形にならないような人事にする意思があるのかということについてまず最後にお聞きしたいと思うわけです。それは決して

行なわれて途中で撤回せざるを得ないというようなことがあるんじゃないかなと思うんですね。人事のことですから個々について云々ということばむずかしいでしょうけれども私は少なくとも部課長の方々に対しては失礼な言い方かもしれませんが、おそらく理事者側ではかなり把握はされると思いますが、大体一般の職員、これについてはまず理事者側の範囲で把握するのは、さきほど言いましたように直属の部課長を十分考えに入れたらなければならない人事というものが必ずしも理事者側の望んでいるような適正な人事ではない結果を生み出す形になるんじゃないかなと思うわけです。

そういう意味から言って今回の人事異動の問題は今まで始まって以来だと思ふけれども、これだけ労働組合が職場の中でもって問題が起きていくということは、その辺について問題があるんじゃないか。特に組合のビラにも書いてありますように、部課長さんもっとしっかりしろと書いてないけれども、上司よりしっかりしたのむとということが、職場の信頼関係こうしたものがあってこそ始めて理事者が考えているような庁内の運営ができるんであるうかと思ふわけです。そういう意味からいまして私は少なくともこの人事異動、将来もそうだと思うんですけれども、革新市政を運営するに對してはより協力者を一人でも多くつくっていくということが大切にかかわらず、それがさきほど市長の答弁から出ましたように相談しないで上からやることもあり得るという

今回の撤回しろとか何とかじゃないですけれども、しかも協力を得られないということならばこれは問題ですけれども、まずどういうふうなだれが見てもこれは立派な人が向うに行った。今度の人事は本当に市民生活にプラスになるというふうな全部全てじゃないにしてもそれに近いような、少なくとも職員組合との紛争が起きないような人事を事前に組合ともそういうさきほど言いました形の中でもって行なっていく決意があるのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

制度的には任命権者ということ

ともありますけれども、私は変則的なやり方で、ものを押し付けようなんていう気持はありませんので、極力さきほど申し上げましたように皆さんに納得のゆくように円滑にしなきゃならない。御指摘の点につきましても、十分反省をいたしまして、よりよい人事ができますように今後も務めてまいります。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間 久君）

それでは市長のほうから今の答弁がありましたけれども、私どものほうも与党ということもございまして、当然、人事の問題ですから、個々に触れたくありませんし、ただ、現在起きているようなことが、（「まだ追及が足りないぞ」と呼ぶ者あり）これが（「調査してるかい」と呼ぶ者あり）してるんですけれども、それを言うのとまた問題

になりますから、この程度にとどめておきまして、今後このようなことが起きないように、私どもも実際問題、この市政運営にあたりまして、責任を負うような一端にあります立場でございますので、今後十分注意をされて、研究されて、適材適所、市民生活向上のための人事配置をひとつ行なっていたきたいように思っています、非常に時間的には貴重な時間を拝借いたしましたけれども、たまの市議会でございますので、ひとつ御協力を願いたいわけであります。

○議長（名古屋史郎君）

この際、議長として理事者に特段申し上げます。市民サービス向上は、われわれ議会の特段念願するところであります。しかるに、今回の緊急質問のやり取りで感じられることは、人事は理事者の権限であるという基本が、かたくなになりすぎるほど貫かれております。特に異動の場合、上司に話をしない、直属上司にも話をしない場合もある、こういう答弁には全く議長として驚いております。議会、教育委員会、選管、監査の人事も、理事者権限を振り回され、今後、執行されていくことは、まことに危険とさえ感じます。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）職員は働きの意欲を十分に發揮してもらうため、常識的な手続きを十分に取、組合との紛争が起こったり、議会での質問が出たりすることのないよう嚴重に申し上げておきます。

これをもって緊急質問を終わります。

その理由につきましては、まず一つは昭和五十年五月、被害者、青木俊晴氏の両親から訴訟が提起されて以来、日野市代理人、網野弁護士は、口頭弁論において、市の責任を否定しながらも、市が責任あると認定される可能性がきわめて高いということから、和解について積極的に関係者と話し合いを進めてきました。

しかし、分担割合について、話し合いが進展しませんが、また市の負担を少しでも軽くするために、造成時からの土地所有者の保存責任と、不良工事の施行者についても責任の分担がある、とこのように主張いたしまして、裁判所もこれら関係者に対し訴訟告知をしましたが、強制力がないため出頭する者がなく、裁判所から別訴の提起を勧告された次第でございます。

もう一つの理由として、東京都が、判決ならやむを得ないが和解には絶対応じられない、とこういうふうに主張いたしておりますので、現訴訟での判決は、日野市と藤森氏、土地所有者ですね。は、連帯して幾ら支払えという判決になるために、分担割合が明確になれないため、原告である青木氏は、法律上全額市に請求してくるようになるので、藤森氏の分担分まで一時立て替えて支払わなければならなくなる。よって別訴を提起いたしまして、関係者全員を出頭させた中で、責任の分担割合を明確に決定してもらうこととし、場合によっては再度裁判所から和解勧告をしてもらい、円滑に和解を進めていくことも考

これより議案第三九号、訴訟の提起についての件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

訴訟の提起についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和四十九年七月二十一日、日野市日野五五九四番地において発生した擁壁崩壊事故につき、被害者、青木俊晴氏の両親から、当市と土地所有者及び東京都に対し、三千七百八十八万八千七百六十六円の損害賠償請求を受け、裁判所の和解勧告を受ける中で、当市と土地所有者（擁壁関係者）との間で話し合いを進めていたが、分担関係が定まらないので、その分担金を裁判で決定するため、訴訟の提起について、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、関係部長より説明いたします。よろしく御審議の上、御承認をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

ただいま市長から提案理由の説明がございましたが、本議案は、昭和四十九年七月二十一日、日野市日野五五九四番地で発生した擁壁崩壊事故にかかる損害賠償訴訟事件について、市が原告となり別訴を提起するものでございます。

えております。以上でございます。つまり、この別訴につきましては、地方自治法第九十六条第一項第十一号の規定によりまして、議会の議決が必要でございますので、本案を提案した次第でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

提出された書類に基づきまして、土地所有者が明記してございますが、そのうち擁壁設置当時の所有者がこの擁壁をやったのが、昭和何年何月何日であったかと同時に都のやはり指導に基づいた擁壁のように見受けられるわけでございますが、この擁壁工事検査監督は、どのような監督をしたのか。たとえば写真判定だけであったのか、立ち会い検査がなされたのか、非常に重要な部分と思われましますので、お伺いを、もし資料がございましたらお伺いしたい。都がどのような見解でやったのかどうかということでございます。さらにもう一点お伺いするのは、この被害者である側からの請求で出ている金額はどのような方式で積算を行ない、金額を算定されたのか、それを聞きたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

擁壁工事につきましては、昭和四十三年に行なわれております。それからこれらについては、東京都が立ち会ってこの検査を行なっているということ

でございます。それから金額につきましては、青木禄郎さんの請求の額でございますが、過失利益、「逸失利益です」と呼ぶ者あり）裁判のことがございますが、過失利益というのが千二百万、それから青木房子の請求額がやはり千二百万、それから慰謝料が五百万、同じく青木房子の要求額が五百万、それから物損といまして、物が壊れたそれらの金額が三百六十万、合計いたしました約三千七百万を請求してきてるわけでございますが、弁護士が算定してここにございます金額でございますが、逸失利益が九百万、それから慰謝料が三百万、物損が二百万、それから青木房子さんの請求額が同時に九百万、それから慰謝料が五百万が三百万、これらを合計いたしますと二千八十万という額でございますが、これも青木さんがあそここのところへ不法建築したという見解のもとに〇・二%を差し引き、なおかつそのうちの〇・八%を、つまり千六百六十四万円をこの原告が支払え、こういうふうな額でございます。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長、最初の逸失、過失ということについて訂正を願います。

○総務部長（松村清栄君） 逸失利益です。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） どうも何かばく然とした答弁でございますので、さらに質問しますが、擁壁設置当時の昭和四十三年何月何日、年月日を聞いたわけですが、四十三年という

でございます。ホフマン方式でやりまして、ただいま総務部長が申し上げましたとおり、請求額は、禄郎さん、房子さんとも千二百万円のホフマン方式の計算で請求してまいっております。慰謝料の五百万につきましては、根拠は通常の慰謝料で、弁護士と相談して決めた額だそうでございます。あと、物損が三百六十万、それは家の物損だ、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 擁壁設置の当時の所有者は分かるんですけども、ただばく然と四十三年ということですが、これは月日は分かりませんか。もし分かたらお知らせ願いたい。分からなければけっこうです。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） ちょっとその点につきまして、手もとに資料持ち合わせませんので、ちょっと細かい点まで申し上げられません。

○議長（名古屋史郎君） では、あとで早速報告してください。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 谷議員の質問と若干ダブルのところもあるかわかりませんが、その点につきましては、回答はしなくてもよろしいでございます。まず事件及び訴訟の経過、これが一覧で出てきておりますが、

答弁でございます。

なお、東京都の検査についても、ただ、ばく然と東京都が検査しました、ということでございますが、どのような検査を行ったのかというのを聞いておるわけです。それについて、もうすでに弁護士も依頼して、弁護士からのいろいろ調査した結果の報告がなされておるんじゃないかなと思うんですが、市当局のほうへ……。それにもかかわらず、ただ、ばく然とした答弁では、何か納得できない。と同時に、積算の方法なんです。明細な金額を報告してください、といった質問じゃないので、たとえば、交通事故等に遭った場合に、いわゆるホフマン方式でもって金額を算定するわけですよ。どのような方法で相手側はこの金額を積算してきたのか、それを聞いておるわけです。その点について、明確な答弁をお願いします。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） お答えいたします。

東京都の検査の方法でございますが、当時は宅造法もそう厳しくない段階でございましたので、検査のし方は形式的な検査であつたようでございます。そのために、東京都は責任がないんだということで、和解に応じない。判決ならばやむを得ない、というふうな見解をとっているようでございます。

なお、積算根拠でございますが、ただいま議員さんもおっしゃられましたとおり、逸失利益につきましては、ホフマン方式

この点で二、三点御質問したいと思ひます。

裁判の問題でございますので、一応確認の意味で、上欄を期するために私は聞くわけでございます。昭和四十九年十月二十八日の欄に日野市及び藤森茂夫と書いてあります。この藤森茂夫という人は、この起訴状によりますと藤森茂というふうになっておりますが、これはどういうものであるか。茂夫と茂とどこが違うかどうか、その点、ちょっとお尋ねいたします。

それから次の欄、前土地所有者代理人高西弁護士とこうなっておりますが、この高西弁護士というのは、前土地所有者というのが五人ばかりおりますね、この五人の全部の代理人であるか、あるいはだれか一人の代理人であるか、その点について御質問いたします。

それから第三点といたしましては、五十年六月二十七日、これはさきほどの説明で、たぶんそうだろうと思つてたんですが、擁壁関係者に対し訴訟告知、訴訟参加を促す、こういうふうになつておりますが、この説明の内容と、だれが促したか、その点につきまして御質問いたします。

第四点は、青木禄郎に対し、損害金の一部立替金として金百万円を払う。故人の墓石料というのが書いてありますが墓石料というのは、さきほど谷君の質問にもあつたようですが、墓石料百万円というのが公正妥当な金額であつたかどうか。あるいは、また、故人の墓石料というのが百万円とすると、慰謝料と

かその他損害金等につきましては、全然関係がないように見受けられるので、市の払う金額は、百万円を支払ったのを、次の支払いの中に入れて考えているか、外に考えていらっしゃるか、その点につきまして御説明を願いたいと思います。

それから最後に、五十一年三月二十二日、別訴を提起するよう勧告された、ところありますが、この別訴の内容を御説明願いたいと思います。

なお、議案の本文に關しまして、若干御質問いたします。本文最初に、将来の立替金求償請求訴訟とありますが、将来の立替金というのは、日野市が全額を立て替えて、それをまず立て替えておいて、それを別に請求する訴訟の意味なのか。立て替えるのかどうか。立て替えるとしたら、いつごろ立て替えるつもりなのか。この点がまず第一点。

それから当市と土地所有者に請求を受けていたというふうに事件の内容に書いてありますが、土地所有者というのは戸倉昇さんだと判断するわけですが、東京都あるいは中間の土地所有者がどういふような状況で入り込んできたのか。また、どういふような状況で入らざるを得なかったか、この点につきまして御説明を願いたい。

三点につきましては三千六百六十四万というもので、日野市が二十八万払って、あとはほかのものに支払えということになっておりますが、和解をどの時点でだれがしたか、あるいは

は和解をしなかったかどうか。和解途中で立替金を払うというのはおかしいもので、そこらの問題が一つと、その中には二十八万という市の負担がはたして公正妥当な金額であったかどうかと、この点につきまして御質問いたします。

第四点は支払った条件ということでございますが、責任の目安というものがありませんので、ここに支払ったことを条件としてと文章に書いてあるんですが、請求の要素の中に「青木房子に九百六十万円、青木禄郎さんに一千二百二十万円を支払ったことを条件として」と、こういうふうに過去分詞で文章が書いてありますが、その支払った条件ということはどういうことを意味しているかと、それが第四点。

第五点は中間土地の所有者を対象としているのかどうか、さきほどの質問にもダブるわけですが、その点がどうもはっきり分かりませんので、中間土地所有者の対象についての御説明を願いたい。

六点といたしまして、当方の訴訟費用はどの程度か。これは訴訟費用を全額相手側で持てということからみ合わせまして、弁護士料金を含んだものをいっているのかどうか。あるいはまた訴訟に關する実際の実費弁償その他につきましてのことを入れていっているのかどうか、その点につきまして日野市の要望している訴訟費用等につきましてはどこまでの限界を訴訟費用とっているのか、この点につきまして御質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）

答弁願います。安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君）

お答え申し上げます。

第一点の藤森茂夫と藤森茂の關係でございますが、今日御提案申し上げました議案書のミスでございます。まことに申しわけございません。

それから前土地所有者代理人高西弁護士とございますが、これにつきましては当時土地所有者の藤森氏の弁護士山口さんとそれから最初擁壁造成工事当時の所有者でございます土倉さんと三者が協議した事実がございますので、この高西弁護士というのは土倉さんの代理人であるというふうに考えます。

それから金百万円を支払いましたが、これにつきましては、墓地、要するに遺骨の行き場所がないというようなことで、さっそく墓地を購入したいんですけれどもお金がないので何とかしてくれないかというような申し出がございました。ただいま係争中でございますので私もちょっと支払うことはできないというふうにいろいろと申し上げたんですが、双方の代理人である双方の弁護士が話し合いました慰謝料の一部として百万円を支払ってもらえないだろうかというようにことが当方の代理人であります弁護士の方から理事者のほうに話がきまして、要するにこれは最後の負担区分の中に入っているわけのものであるというふうなことから内払いという形でとりあえず支出したものでございます。

それから別訴の内容につきましてはこの議案書に書いてありますとおりの四の請求の要旨でございます。原告が青木禄郎というふうなこれが要するに別訴の内容でございます。それから本文に立て替えというふうなことがございます。元訴訟の別訴する前の元の訴訟でございます。判決がたとえありましたとするならば、弁護士から聞くところによりますと、日野市と藤森氏は連帯していくらいくら払えというふうな判決が下るそうでございます。その場合五対五とか、七対三とかというふうな分担は決まらないそうでございます。連帯して支払えというふうな判決が下るそうでございます。その場合、青木さんは法律上もまた実際上も取りいらいほうに請求することができるとでございます。そうしますと市に対して請求することが当然考えられるし、また当然のことだと思います。その場合に市が一時立て替えて支払わなければならぬと思いますので、別訴當時に判決が下ります別訴をここで提起いたしまして市の負担区分を決めてもらうというふうなことが別訴をするおもしろ理由でございます。

それから中間の土地所有者を入れた理由につきましては、私も事件が発生しました直後、法政大学の山門教授に依頼しまして、その事故の原因等を調査していただきました。その時に市の区画整理地内からの水がこぼれたことも一つの原因であるというふうに考えられるが、何よりもずさんな擁壁の工事がお

もな原因である。実際に崩れた擁壁の内側には裏込石もつめてなければ水はけの要するに穴のビニールの管も奥まで届いてない、形式的な上からちよっとはめた一〇センチ程度のもの、そういうふうなことでこれらの施行した業者、請け負った業者、あるいは下請けの業者、それをさせたもの土地所有人、それから中間的にどんどん持った中間の土地所有者の保存責任、これらについても責任があるというふうなことを当時の代理人が述べまして、裁判官もそのことを認めてこの訴訟を告訴ということになったわけでございます。それによりまして中間のこれらの業者等に裁判所から出頭命令を出しましたが、強制力がないために出席してくる者がいないというふうなことで、ここで別訴を提起し、負担区分を明確にすると同時に、これらの関係人も裁判所に出頭を義務付けるということが別訴を提起する二つ目の理由でございます。

それから二十八十万円の根拠につきましては、さきほど谷議員さんの御質問で申し上げたとおり、青木さんのほうからそれぞれこういうふうな請求があったわけでございます。

当方の弁護士といたしましてはたとえば Hoffman 方式の中には生活費というようなものが請求の場合は請求してくるそうですけど、普通判決の場合などにはそういう生活費というものは抜かれるというふうなことも考え合わせまして、Hoffman 方式の千五百万円の請求も九百万円が妥当であろうというふうな当

方の弁護士は考えたわけでございます。慰謝料の五百万円にいたしましたも三百万円が妥当であろうと、それから別訴の三百六十万円にしても二百万円くらいが妥当であろうというふうなことから判断をいたしまして、青木様郎さんのほうには千四百万、それから房子さんのほうには千二百万、これが妥当な線であろうと、しかしながら青木さんのほうにも何らかの過失は法上の過失もあったと、それを二割といたしまして、過失相殺を二割しまして、その八〇%すなわち青木様郎さん千二百二十万、房子さん九百六十万、合わせて二十八十万円が妥当であろうというふうな線になるわけでございます。その二十八十万円をこの四の請求のところで青木様郎さんに千二百二十万、房子さんに九百六十万払ったということを条件といたしまして、その二割は市が持ちましよう、あとの八割は皆さん方で御負担願いたいというふうな内容の別訴でございます。

それから弁護士の費用でございますが、弁護士の費用につきましてはもちろんここには出ておりません。当然敗訴になれば弁護士の費用も負担しなければなりませんので、その点についてはまだ弁護士のほうからの請求もございませんし、私ども承知しておりませんので御勘弁願いたいと思います。

中間の土地の所有者の対象といたしましては、さきほど土地所有者を対象の中に入れたいというところで申し上げましたとおりでございます。そういうふうな理由で中間の土地所有者、

あるいは造成業者にも責任があるだろうというふうなことで中に入れたわけでございます。以上。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

私どもといたしましては被害者の青木さんになるべく早く定まる範囲におきましての責任を果さなければならぬ、こういうふうな考えをしております。そこであまり長期にこういう形で戦っておりますと、御本人、被害者自身にも御満足がいただけないだろうというふうな考えますので、担当弁護士の進めもありまして、つまり市の持つべき責任の限界ということを早く決定付けて、それによって青木さんにも行ない、かつまた市の公正な責任の処理もいたしたいところというふうな考えてこういうことをお願いしておるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

和解の経過につきまして

ちょっと分からないもので、再質問の中で和解をどのようにされたか、青木さんのほうと、その点が分からないんですよ、まず第一に、それをひとつ御説明願いたいと思います。なお文章でいきますと、二十八十万円を原告の日野市が払われていますね。それでその二十八十万の和解が成立したかどうかということなんです、まず第一に。それで二十八十万のうちの千六百六十四万をほかの人に払いなさいといっているんだから、日野

市は三百七十六万の金を支払えばそれでいいのかわか。三百七十六万円分の責任があると、こういうように市が見解があるというふうにとれるんですが、それならこの原告として訴訟をするにつきましてその公正妥当性がなければまた引續き返されると、二引續き返されればいいのに三まで一緒にくっつけてやられると不利な状況も起るということ、やまがかわっているかどうか分かりませんが、そういう中で三百七十六万で日野市がいいのかどうか、あと千六百六十四万ほかの人が払えば。それで裁判にかけてもほかからそうむやみのことをいわれないでも裁判官が和解ということは抜きにして最終的な判断の中でそれができるかどうか。それはできるかできないか分かりませんが、こういう根拠で出されたかということは根拠がしっかりして、これなら絶対だいじょうぶだということになれば当然できると思います。市長がいうように実際に青木さんが被害をこうむったので関係者の中で一番直接近いところは日野市であり、また取りいところも日野市ではないかと、日野市が取りいわけではございませんが、日野市が一番人情的にも取りいだろうと、こういうふうな考えております。したがってして立替金の点につきましては早く問題を、ともかく青木さんと金銭的な問題を解決してやりたいという気持はよく分かるわけです。そういう中でその金銭的な解決をやって、さらに追いつけ打をかけられては困るのでそこらの問題がどのようにな

いるか、そのらの点につきましてひとつ御説明願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） 和解につきましては訴訟が提起される前、申入書が市または藤森のほうに持たされた段階から双方の弁護士、青木さんの弁護士は和解について話し合っていました。しかしながらその藤森と私どもとの間においても負担区分をいくらにみたかというのは決まらなくて、非常に弁護士が困っていたということから訴訟を提起してもらったといっておかしいんですが、はっきりするために訴訟になったわけでございます。それにつきまして第二回の口頭弁論からすでに裁判所で和解勧告をされまして、ずっと和解についての話し合いは進めてまいったわけでございます。しかしながらまたさらに被告の中に入りました東京都がさきほど申し上げました理由で和解には応じられないというふうなことでなかなか和解が進んでいかない、そうした中でまた負担区分も決まっていけないというふうなことで現在のこのような段階になったわけでございます。

それから四百十六万円になるわけですが、原告が連帯して千六百六十四万円でございますので、市のほうの責任が二割の四百十六万、これにつきましては妥当な数字であるかどうかというのは私どもちょっと分かりませんが、双方の代理人がいろいろ

かですね、その点。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） 和解はできてございませぬ。二千八十万円の金額につきましては青木さんのほうの弁護士と話し合いの中で決めてきた数字であるか、私どもに示されたこの二千八十万円については網野弁護士、私が青木さんの請求に対していろいろと調査した結果、この線が妥当であるとは私はいくつか数字であるというふうなことで当方の弁護士から聞いた数字でございます。その過程に二千八十万円を当方の網野弁護士が出した根拠につきましてはどういうふうな過程で出したかちょっとそこまで私どもは聞いておりませんので分からないわけなんです。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 非常にあいまいなんだよね、和解ができなかったらどうするんだと、二千八十万じゃだめなんだと三千万だというと、八、二に分けるということが一つの基準になって八、二とは一体何だということになるわけですよ。そこで私は二千八十万で網野先生がこちらから二千八十万ぐらいで、どうですかといって、相手の青木さんの弁護士さんがいらっしゃいますね、その青木さんの弁護士の池田弁護士さんがじゃあ本人にも聞いてみまじようということでは本人にも聞いたところが二千八十万でけっこうだと言ってますよ、というなら

るな和解を進めた中、あるいは裁判所との感触の中でそういうふうな感じを得た数字であろうかと思いますが、弁護士のほうには八対二というふうなことで別訴を提起してもこれが反対の八対二になるか、五対五になるかというふうなことににつきまして、あくまでも現在の段階では分からないと、しかし市としての責任度合、私が市から任されて訴訟弁護をやっていることにつきましてはこれだけでいくんだというふうなことで、弁護士のほうからこういう数字が示されたわけでございます。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 判決を最終的に求めようというよりも、裁判所におきまして双方の代理をいたします弁護士間の話し合いでの和解と、これにはつまり裁判長の見解がかなり指導されるようでありますから、そういうふうな解決を求めようとしておるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 問題を縮めまして、二千八十万円で和解が成立したのか、しないのか。成立してもたとえば法廷で、もうこれでよろしいんだというふうな和解が成立して、一件落着と、こういうふうなことまでではなくてもいいんですよ。

和解が成立して青木さんが要するに、もう二千八十万ならばけっこうですと、こういうふうな状況で話しがついたのかどう

ば話しも分かるんだけれどもね。それも決まらないのになぜ提起しているか、そういうことなんです。別件でね、もとが薄弱なんですよね、非常におかしい問題なんで、そのもとが変わったらすぐに文章がなおせるのかどうかということですよ。また別件でやらなければならぬんじゃないかということも考えられるので、そのらのところがどうも一方的なんですよね。二千八十万でできるんじゃないか、じゃあひとつこれでやろうかということでは、これは請求の要旨というのは一番重大なところなんですよねはつきり言うと、訴訟におきましてはそれらのところはどうかですか。もつとはつきりした点でその数字を打ち出していたくない。和解が成立したと、この金額になったけれどもほかから取らなければならないんだと、その補償をするということならば分かるんですが、和解途中で何かこの金額でやれるということになったら非常にあと明確をいかしてくるんで、そういうふうなのでそのらの問題について質問します。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） ちょっとこの別訴のそもその理由から御説明をしたほうがいいかと思うんですが、つまりさきほどから部課長が十分御説明をしておりますように、この場合私どもとあるいは藤森茂夫さんだけに判決がおりる。そしてしかじかの金額を支払えということになりますと、さきほど課

長が申し上げましたように、私どものほうに支払請求が来る
ことが大体予想されるわけでございます。それを避けるために
はその結論が出る前にこういう別訴を提起しておかないと、つ
まりわれわれからみまして当然責任の一部を負担すべき人た
ちが負担しなくてもいいということになりかねませんので、事
前にこういう措置をしておくことが今度の措置でございま
す。その場合にたしかに三浦議員のおっしゃるように、たと
えば二千八十万というのは何の根拠もないんじゃないか。これ
ははっきりした根拠がないという点ではそのとおりでござい
ますが、これは一応私どもが請求をし、別訴の提起をする以上日
野市としてはこう考えているということを言わないといけません
ものですから、こういう形で一応提訴しておいて、この私ども
の提訴したものに對しての判決が青木さんと私どもとの裁判の
判決と同時に出る、そうならばこれはたしかにこちらの要求
どおりにはならないだろうと思います。別の形で出てくるかも
しれません。しかしその場合に私どもがたとえば二割になるの
か三割になるのか分かりませんが、とにかく私どもとして
はそういうふうな分担が少くとも日野市としてはこういう分
担が考えられるということをここで言った、そういう意味でこ
ざいますのでひとつその別訴を出すためにこういうわれわれ日
野市としてはこういうふうな考えております、ということをも指
定代理人であります網野弁護士がさまざまな計算をしまして出

したこういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） それでは要するに裁判所の
判決で支払えという日野市がとにかく払うようになっちゃう
んだと、だからしようがないからそうなっちゃう困るからこうい
う提訴をするんだといってありますが、提訴した状況において
少なくとも二千八十万については了解したということになって
いるわけですね。日野では、相手はどう考えようと日野では二
千八十万円で一応その損害はそれならばもう了解ですというこ
となんです。ところが提訴を受けた被告のほうに二千八十
万は高いぞと、そんな問題じゃないんだという正当な理由がも
しも出てきた場合に、かってに原告が二千八十万円としてやっ
ちやっただんで、そうなっちゃったんで、その点どうしてくれる
んだというような問題も起こるんじゃないかと思うんです。よ
ね、その点どうですか。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

私どもはこのうちのつまり二割
が日野市が払うのに適當であるということをやっているわけ
でございます。今、三浦議員のおっしゃいますようにこれはおか
しいとこういうことでは自分たちが負担できないということは
これはどちらかというと当然予想されるわけです。

私どもの訴えを提起した場合、提起されたいわゆる被告側が

こもつともだと言うかどうか、これはどちらかというと言わな
いほうに確率は高いんじゃないかと私も考えております。その
場合やはり裁判の過程でわれわれと被告側とさまざまないわ
ゆる和解の交渉その他をいたしまして、もし和解できるものな
らば和解したいと思っております。どうしても和解できなけ
ればそこで裁判の結果というものが判決が出るんじゃないか、
それを私どもは求めているわけです。このとおりすぐ認められ
てしまえば別に訴えられずに、逆にいいですとそういうことに
なるんじゃないかと思っておりますが、私どもは別訴するとい
うことは、つまりそれが可能性が薄いから裁判に訴えて公正な
判決を仰ぎたいということでございます。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

負担割合は八、二だとい

んですが、これはまた裁判の問題でいろいろ問題があるので負
担割合というのはそれは八、二でもいいですよ。七、三になる
か六、四になるか分かりませんが、これは提訴の場合だから一
番低い割合でやるべきだと思うんですよ。私は青木さんに対し
てはなはだ気の毒だと感じます。しかし土地の所有者とか東
京都だとか日野市も含めましてそういう加害者に対しては
あまり同情がないんです。そういうことでその割合でけんかし
ょうとかまわさない、どこかで払っておいてやるということが大
事なんで、それは市で払いましょうということなんだからけっ

こうなことをだと思ふんですよ。ただ問題は二千八十万なんて決
めつけておいて、それが今後影響があると困るんじゃないかと
いうことですよ、そういうことがまず一つそれが問題だとい
うこと、というのはお互い今度けんかしていて東京都もなか
なか判決がなければ出ません、なんて言うんですよ。今まで
のあれから見ればそうなりますよ。東京都は判決がなければ
動きません。それならば和解なんて考えられない。当然この中
の一つが和解しなければ和解しないでしょうからね、東京都な
んかそのままですらそうじゃないんだからとてもじゃないけれ
ども私はしないんじゃないかと思うんです。これは非常にむず
かしい問題だということに考えておるわけです。そういう
わけで二千八十万というものが日野市が一方的に決めた金
額であつては困るんだと、もっと煮詰めて青木さんのほうの了
解を得てしかもあらゆるところの検討の中で、専門家の中でこ
れが公正妥当だろうと裁判でやられてもそのほかの人より高
すぎるぞと、ほかの人はあんがい感じませんからね、土地の所有
者とか東京都なんか考えてないから、青木さんに対しては同情
してないからわからないんですよ。そういうわけでほかの人
がいちやもんつけるかもわからないけれども、その二千八十万
だけは絶対にもう本人が了解し、しかも了解してくれる最低限
のものなんだと、これ以外にはもうできないんだという確証を
つかまえて、そしてこれを提訴してそして今度は費用負担の問

題とがそういうものにしていく、裁判ですというふうにしな
ければならないんじゃないか、こういうふうな段取りなんです
よね、その点どうなんですか。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） この点につきましてさきほども
ちょっと申し上げましたけれども、つまり青木さんと私どもの
間の結論が出てしまつて、それから提訴するんでは間に合わない
ので、いま提訴したいということをお願いしているわけでご
ざいます。その額につきましても三浦議員のおっしゃるように
決まっていらないんじゃないかということはそのとおりでござい
ます。ただ私どもの代理人の網野弁護士としましては、いまま
でのこういったケースのさまざまな裁判の結論など十分参考に
しまして、こういった数字を一応提訴の要旨として打ち出して
いくわけでございます。結論出てからやれと言われますと、
はつきり固めてからやれと言われますと、私どもが後手に回っ
てしまふわけです。ただこういった形で、つまり当然責めを負
うべき人たちをつなぎとめておくために別訴を提起するこ
うでございます。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 裁判所では和解しろと言っ
ているんでしょ、時限的にはいつまでに和解しろと言っている
んですか、その点聞きたいと思ひます。

ことになりまして、たいへんなんだと、裁判で判決を受けてたい

へんなんだということと同じ原因がここに出てくるわけなんで
すがその点はいかがなものなんでしょうか。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） 別訴を提示いたしま
すと現訴訟と同時判決でございます。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 分かりました。同時判決な
らばけっこうだと思ひます。

それじゃあさきほど最後に残しました訴訟の費用につきまし
て全体の問題ですが、どのくらいかかるか、大体二十万だとい
うんで、その二十万を予算化しなければならぬはずなんで予
算に出てくると思うんですが、これは目安でしょうが、長くか
かってそう簡単に決まるものじゃないと思ひますが、その訴訟
の費用の限界ということは、いわゆる被告の負担とすると、被
告らの負担とするというのは被告と連名で負担するということ
なんですか、どの限界を負担するということかその点聞かし
たいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） 市がこれで別訴を起
こしまして、要するに非をもってこのとおりにするというふう
なことで進めておりますので訴訟費用は全額先方で持ちなさい

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） お答えします。和解

はいつまでにしてというふうなことはありません。いままで和
解を条件として話し合つてまいりましたものが、ここで和解で
きなくて初めて別訴を提起しなさいということが裁判所から勧
告されたものですから、ここでそれを提起しその後の口頭弁論
の中であるべく判決によらずに再度裁判所から和解勧告しても
らうてできることならば和解して済みたい。しかしながらやむ
を得なければこのような判決を求めたいというふうなことから
別訴をしているわけでございます。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） それでは和解は法廷和解が
できてないということは知っています。法廷和解の前に話
し合いのある程度の和解の法廷和解でなくてもいけるんじやな
いかと思ひますし、いつてる状況で金額が出てきたと判断した
からそういう点で聞いたんですが、それまた単に日野市の一
方的な考え方の中で金額出したんだということは、確認いたし
ます。そうですね。そういう中でやっているんで、これは一応
これを出しますと今度は青木さんが日野市とかその他に出しま
した提訴は一応棚上げになつてこの問題が進んでいくかどうか、
あるいは同時に解決していくものかどうか、これらの問題でも
しもこっちはほうが延びちゃつて、日野市が先きになれば同じ

というふうな意味と解します。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 僕が言っているのは訴訟費
用というものの建て前え、これをどこにみているかということ
を聞いているんですよ。訴訟費用というのはどういうふうにな
っているかということを知っているんですよ。全額、全額って言
うけれども、二十万ならば二十万の金額全部が訴訟費用なのか
ということを知っているんですよ。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 訴訟費用の算定というのは
まだ私どもに示されておられませんけれども、とりあえず弁護士
が要求している額は弁護士の弁護士料これが十五万円でございま
す。それから印紙代が八万六千円ほど要求がございます。その
後の費用というのはまだ私どものほうには通知がございませ
んのわかりません。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） そろそろやめますが、弁護
士代まで含んでいるということで確認していいですね。今後ど
うせ向うから勝つつもりでいるんでしょから東京都なりその他
の人からもらうんでしょからその金額を弁護士費用まで含んで
一さいの費用を訴訟費用ということ市では考へて、その費用
をいただくんだということでよろしゅうございませぬ。それだ

け最後に確認いたします。今後弁護士費用が訴訟費用に含まれるかどうかということは大きな問題になると思いますのでその点お願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） まことに申しわけありませんけれどもそこまで私も確認しておりませんので、弁護士に再度お聞きいたしましてお答え申し上げます。再度お聞きいたしましてお答え申し上げます。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） それではほかから手が上ったようでございますのでこれくらいにしておきます。ただ市の責任は二割だけなんだということがどうも考えられないんですよ。さきほど課長がいったような報告書がありましたよね、あれを読むと本当に市ばかりの責任になるようにみえるんですね。法政大学の教授ですか、それを見ると市がまるつきり責任にされちゃって、ほかにはあまり責任がないように書いてあるんですよ。まるつきりそうなんです。それが八〇%がほかなんだと、二〇%はこちらなんだということではあるのだけれど、二〇%はこちなんだからということではあるのだけれど、いいことなんです、別に青木さんには関係ないことですからうけれども、あれを読むとおかしいんですよ、だから本当ならばそれがどうして報告書がひっくり返ったかということをお聞きいたします。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 確かに議員さんのおっしゃる通りでございますが、当然、市が負担すべき金額というのは、これは予算化していただくべきで、予算案に計上して、それから支出するという形になりますので、当然、議会の承認を求めるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑はありませんか。

○十九番（高橋通夫君） 二点ほど質問しますが、東京

都のほうには弁護士を立てているかどうかということ、実際に当時の検査に立ち会った検査官の氏名等が発表されたかどうか、その二点について質問いたします。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） 東京都は御承知のよう

に、総務局の中に総務部というのがございまして、弁護士資格を持った方が職員で、専門にそういう東京都の事件を扱っている方がおりますので、当然、弁護士資格を持った東京都の職員が立ち会っております。

それから検査のことですが、これは北多摩の西部事務所でございます。建築指導事務所、ここに行けば分かるわけなんです、ただ当時の検査に立ち会った、さきほど答弁できなかったんですけれども、検査の月日、立ち会った人の上司の印鑑等もつ

きたいわけなんです、それはいずれまた訴訟が終った、もうその時には私は生きてないかも知れませんが、とにかくいづれにしてもこの訴訟の終わった時には、確認したいと思っています。それから弁護士の訴訟費用があるかということにつきましては、その他につきましては確認は延期いたしました、いずれまた次に保留しておいて説明していただきたいと思っています。

○議長（名古屋史郎君） 答弁ありませんね。次、滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 前者からいろいろと御質問があ

りましたので一点だけお聞きしたいんですが、五項目めなんです、負担割合が裁判によって決まるわけですが、それまでを、それまでといいますが、負担割合が決まって、市のほうで幾ら払うかということが決定されると思うんですが、それも含めて議会の承認を求めるとこういう解釈でよろしいんですか。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 弁護士からの要望もございまして、和解及び控訴につきましても、これは議会の議決を求めたおかないと、もし和解した時に、もう一回議会にはからなくちゃならない。和解ということについての議会の議決が必要であるから求めておきなさい、こういうことを弁護士のほうか

からも言われておるわけでございます。また控訴をする場合もございまして、恐らく控訴することはないと思いますが、そういう場合もあった場合には、議会の議決をもう一回取らなくちゃいけませんので、この時点において承認を求めておいてもらいたい、こういう御意見がございましたので、ここに出したわけでありまして。

○議長（名古屋史郎君） おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よって会議時間を延長することに決定いたしました。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 弁護士のほうの要請によってこ

ういうことがなされたという答弁でありますから、さきほど三浦さんのほうからあったと思うんですけれども、いつ解決するか分からないというふうなこともあるわけですね。そういう中で、将来そういうものが決まった中で、公金でありますから、前の議会で決まったんだからそれを払わなきゃならない、というふうな事態も起こるんじゃないか、というふうなことを心配するわけです。これでよければ別に問題ないんですが、そういうことを心配するもので質問してゐるんですが……。

だ書類はちゃんと残っております。

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 都の検査が、いやしくも都で検査をやっておきながら、形式的な検査にすぎなかったとかいうことを都がうそぶいているわけだけれども、そうしたことはたしてとおるかどうか。市の網野弁護士は、この点についてどういう見解を持っているか。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） 当然、私も、さきほど申し上げましたとおり、東京都の検査にも責任があるということ、青木さんのほうからも、東京都も一緒に相手どって訴訟の提起がなされたわけでございます。当然、網野弁護士は、東京都の責任について追及しておりますが、東京都のほうの弁護士は、当時はあくまでも全部、目野市だけでなく都内全域、形式的検査で用が済んでいたんだ、ですから、都には責任がない、ですから和解には応じられない、というふうなことを申しているようでございます。

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 形式的検査といっても、都が検査する以上、設計書に基づいた施工がしなければ検査を通らないわけだけれども、そういうところを見ると、何かそこに不正事件でもあったかどうか、そういう点について議論された

かどうか。当時、そういうのを通すというのはおかしいという疑問がはさまれるわけだけれども、そういう点について弁護士等についてそうした質問等がなされたかどうか。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） 私どもも高橋議員さんと同じように、そういうたまたま検査であってほらないということも言っておりますし、また双方の代理人でございす網野弁護士もその点を強く裁判所において東京都を追及しているわけでございます。

○議長（名古屋史郎君） 都が検査した以上、都が責任あるわけですから、そうした無責任なことは許せないと思うので、今後そうした責任を追及して、市が有利な立場にいくように要望しておきます。

○議長（名古屋史郎君） 剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） きわめて幼稚な質問でたいへん恐縮でございますが、この被害を金額に見積ると、 Hoffman 方式によるところの被害者のそれと、それから処理費用であります。新しくは工事するのにもありますし、その辺はすべて合計した被害額だと思われませんが、それはどういう状況であるかということひとつお尋ねいたします。それからこの事件は、いわゆる天災でなくて人災だという結論に達して、いろいろの訴訟問題、追

及問題が起きているんだと思います。そうであるならば、日野市にも責任があるとする、被害者にも責任があるということのたしか発言がありました。土地所有者にも責任がある、それから施工者にも責任がある、監督者には責任がない、こういうお話であります。これはきわめて重大なことでありまして、市弁護士と相談をされたんだから間違いないと思っております。市の立場としてこれを全部の被害を百としますと、バトセンターに分けるわけです。これは交通事故の問題と同じですね。その和解金額というものが、たとえば一千万でも二千万でもそれが Hoffman 方式によらずしても和解によってその被害額が決まる場合もあります。それから被害の責任程度、パーセンテージもそれで決まることがあります。それで今、こういう訴訟しようという中に、日野市、被害者、土地所有者、施工者、監督者、これについて、市はどういうふうに考えていて、こういう訴訟を起こそうとするのか。というのは、中間の土地所有者に責任があるかないかという問題があるわけです。私としては頭がちょ

っと甘いから……。それから擁壁の工事責任者というのは、工事過程においては責任があるかもしれませんが、検査を受ければそれが形式的検査であろうとなかろうと、全然責任がないというのがれ方もあるわけです。それらをとらえて何%の、何というか被害負担というんですか、責任を員わせようと考えているのか。あるいはこの人たちが逃げられたらどうなるかとい

う問題があるものですから、それで中間でもって二十年も五十年も先に、私はあの土地を持ったことがあるんだということでもって、訴訟の、いわゆる請求の対象にされたんじゃないかと思っております。私はそっちをカバーするわけじゃなくて、日野市が何かあふ蜂取らずになりはしないかということ懸念しての上であります。

それからもう一つ、お伺いしたいのは、この文章が実は分からないんですけれども、原告がこれだけを支払ったことを条件にということ、どういうことなんでしょう。もうすでに支払ったというんですか。そうしてそれは支払ったとするならばあるいは支払うとするならば、その支払ったそれは、二千八十万ですね、それを支払ったんだから今度は一千八百六十四万円を市に支払えということになると、考えようによっては、四百十六万負担すればいいということになります。そう計算していいの悪いのか、この辺のことをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。弁護士さんと相談して有能の士が研究しているんだから間違いないと思ひますけれども、やっぱり賛成するか反対するかということになると、この議会に出されたそれがちょっと分かりませんので愚問かもしれませんがお尋ねをいたします。

○議長（名古屋史郎君） 安全対策課長。

○安全対策課長（大谷俊夫君） 中間の所有者に責任

があるかというような問題でございすけれども、当方の代理人であります弁護士がいろいろと研究したことで、中間の所有者もそれぞれ保存責任があるんだということで、これらの方に一応訴訟を提起することとございす。それから支払ったことを条件として、ということとございすが、何分にも法律の専門技術の用語でございすので、はっきり私にも分かりませんが、同時判決でございすので、実際にはそうした条件でということでの判決が出るんじゃないだろうかというふうに考えておりますが……。

それから四百十六万ということは、市の責任はあくまでも四百十六万きりないんだから、別訴を起こすわけでございす。そういうふうなたてまえに立った上でございす。

○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより本件について採決いたします。おはかりいたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四〇号、日野市監査委員（知識経験者）の選任同意の件は、これに同意することに決定いたしました。

おはかりいたします。ただいま理事者から議案第四一号、日野市監査委員（議会選出）の選任同意の件が提出されました。この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、議案第四一号、日野市監査委員（議会選出）の選任同意の件を日程に追加し、議題にすることに決しました。これより議案第四一号、日野市監査委員（議会選出）の選任同意の件を議題といたします。

本件については、剣持佐吉君の一人身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第四十七条の規定により剣持佐吉君の退席を求めます。

（十一番議員退席）

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三九号、訴訟の提起についての件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四〇号、日野市監査委員（知識経験者）の選任同意の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第四〇号につきまして、提案理由の説明をいたします。

本議案は、日野市監査委員の選任同意についてであります。日野市監査委員の任期が本年四月二十四日をもって任期が満了いたしますので別紙のとおり選任いたしたく、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

なお、空欄の個所は恐縮でございすが、上段から日野市多摩平三丁目一番地の一、牧野秀夫、大正二年一月十一日と御記入くださるようお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第四一号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。この議案は、議会選出の監査委員の選任でございすが、その監査委員に剣持佐吉氏を選任いたしたいので、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。

なお、空欄の個所に恐縮でございすが、上段から日野市多摩平五丁目五番地の一四、剣持佐吉、明治三十八年一月三日と御記入くださるようお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより本件について採決いたします。おはかりいたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四一号、日野市監査委員（議会選出）の選任同意の件は、これに同意することに決しました。剣持佐吉君の除斥を解きます。

（十一番議員自席に着席）

○議長（名古屋史郎君）　牧野秀夫委員のあいさつを求

めます。

(監査委員登壇)

○監査委員(牧野秀夫君)

御信任を得まして監査委員に再選されたことを光榮に存じております。課せられました責務の重大なることを十分自覚しまして職分にあたるつもりでありますので、よろしくお願い申し上げます。なおこの席を借りましてちょっと御報告を申し上げますが、去る四月十五日に行なわれました昭和五十一年度東京都市監査委員会の定期総会におきまして当日野市は副会長都市に選出されました。ちなみに会長都市は八王子市でございます。したがって自動的に関東都市監査委員会の幹事都市並びに全国都市監査委員会の評議員都市に同じく選出されました。以上御報告を合わせてしまてまことに簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。(拍手)

○議長(名古屋史郎君)

次に剣持佐吉委員のあいさつを求めます。

(監査委員登壇)

○監査委員(剣持佐吉君)

日野市監査委員に選任同意いただきまして無上の光榮に存じております。二年生議員あたりで監査委員になるなんて破格の問題で光榮に存じております。駄馬にむち打って前進、勉強していきたいと思っております。そういう覚悟を持っております。慎しんで御礼を申し上げます。

(拍手)

○議長(名古屋史郎君)

これより日程第五、日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題といたします。おはかりいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推せんによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。おはかりいたします。指名の方法については議長において指名することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

日野市選挙管理委員山田松治郎、日野五五三七番地、明治四十四年九月二十一日生れ。同じく溝呂木寿、日野一五九九番地、明治四十三年十一月二十一日生れ。同じく斉藤俊一、万願寺一二五番地、大正三年三月十七日生れ。同じく大沢量作、東平山二ノ一ノ二四番地、明治四十二年五月一日生れ。同補充員一番朝倉睦郎、落川三四五番地、大正十二年十二月十日生れ。二番守屋聡英、三沢六七二番地、昭和四年三月七日生れ。三番黒田栄助、多摩平一ノ一四番地、大正十五年五月十三日生れ。四番

藤浪憲齊、平山六ノ一五ノ一一番地、大正十三年八月八日生れの諸君を指名いたします。おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。

よってただいま指名いたしました諸君が日野市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。ただいま当選されました諸君に本席より会議規則第二十六条第二項の規定により当選の告知をいたします。

本日の日程はすべて終わりました。これをもって昭和五十一年第一回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後六時十五分 閉会

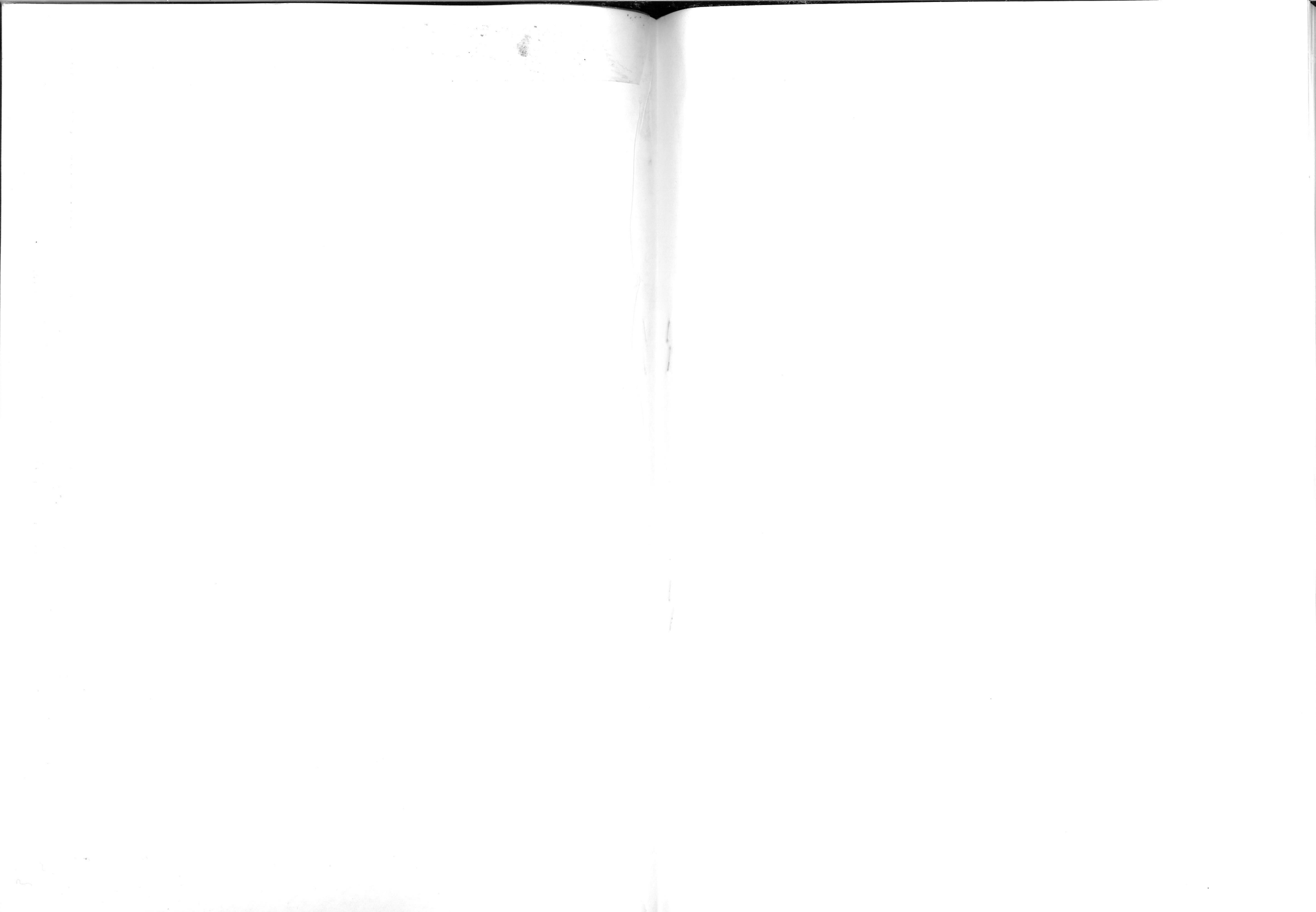
右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する

昭和五十一年 月 日

日野市議会議長 名古屋 史郎

署 名 議員 黒川 重憲

署 名 議員 林 重義





1218485

日野市立図書館 81-7354